

各府省等の男性職員の育児休業・「男の産休」取得率(平成27年度)

【政府目標】 ・男性職員の育児休業取得率：13%（平成32年） ・「男の産休」5日以上取得率：100%（毎年度） （配偶者出産休暇（2日）及び育児参加のための休暇（5日）を合わせて5日以上取得）

※カッコ内は平成26年度の数値

府省名	男性職員の育児休業取得率			配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇		
	新規 取得者数 (A)	当該年度中に 新たに育児休業が 取得可能となった 職員数(B)	取得率 A/B	当該年度中に 子が生まれた 男性職員数 (A')	(A')のうち合わせ て5日以上の休暇 を使用した職員数 (B')	取得率 B'/A'
内閣官房	2	38	5.3%(2.3%)	38	14	36.8%(11.4%)
内閣法制局	0	1	0.0%(25.0%)	1	1	100.0%(25.0%)
内閣府	6	56	10.7%(10.1%)	56	12	21.4%(20.3%)
宮内庁	1	30	3.3%(4.8%)	30	10	33.3%(9.5%)
公正取引委員会	5	21	23.8%(10.3%)	21	10	47.6%(6.9%)
国家公安委員会 (警察庁)	3	162	1.9%(2.4%)	162	24	14.8%(16.0%)
個人情報保護委員会	1	1	100.0%(-)	1	1	100.0%(-)
金融庁	4	70	5.7%(6.3%)	70	22	31.4%(21.3%)
消費者庁	0	5	0.0%(0.0%)	5	1	20.0%(12.5%)
復興庁	0	15	0.0%(7.7%)	15	7	46.7%(30.8%)
総務省	9	98	9.2%(8.5%)	98	17	17.3%(16.9%)
法務省	79	1,513	5.2%(3.2%)	1,513	457	30.2%(16.0%)
外務省	4	168	2.4%(2.6%)	168	21	12.5%(13.2%)
財務省	220	1,687	13.0%(6.6%)	1,687	1,363	80.8%(59.2%)
文部科学省	6	78	7.7%(3.8%)	78	9	11.5%(11.5%)
厚生労働省	166	610	27.2%(13.8%)	610	405	66.4%(61.1%)
農林水産省	38	340	11.2%(6.7%)	340	94	27.6%(21.6%)
経済産業省	8	147	5.4%(8.8%)	147	43	29.3%(20.0%)
国土交通省	65	1,561	4.2%(2.4%)	1,561	405	25.9%(17.9%)
環境省	7	60	11.7%(13.6%)	60	22	36.7%(18.6%)
防衛省	66	6,100	1.1%(0.5%)	6,100	989	16.2%(17.6%)
人事院	5	14	35.7%(35.0%)	14	9	64.3%(15.0%)
会計検査院	5	42	11.9%(2.9%)	42	15	35.7%(17.6%)
合計	700	12,817	5.5%(3.1%)	12,817	3,951	30.8%(24.7%)

- (注) 1 防衛省以外の各府省等については、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(平成27年度)の結果について」(平成28年9月13日人事院)より算出。防衛省については、内閣人事局が別途防衛省から聴取した結果に基づき作成
 2 橙色の網掛けの数値は、平成27年度に政府目標を達成しているものである。

各府省等の女性職員の採用状況

	目 標	平成29年4月1日付け	(参考) 平成28年4月1日付け
政府全体の目標	(第4次男女共同参画基本計画) ・ 国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合： 30%以上(毎年度) ・ 国家公務員採用総合職試験からの採用者に占める女性の割合： 30%以上(毎年度)	(全体) 33.4% (総合職) 34.5%	(全体)34.5% (総合職)33.5%
内閣官房	政府が掲げる目標に準ずることとし、これを確実に達成する。	(全体) 50.0% (総合職) 採用者なし	(全体)20.0% (総合職)採用者なし
内閣法制局	女性の採用について、当局は、小規模組織であることから、男女を問わず、毎年度、定期的に採用を行うわけではなく、また、採用を行ったとしてもその採用数は1名程度にとどまることが多いことから、単年度の目標設定は困難であるが、 毎年度30%を目指しつつ、計画期間全体を通じた目標を30%とする。	採用者なし	(全体)50.0% (総合職)採用者なし
内閣府	国家公務員試験合格者からの女性の採用については、同試験合格者に占める女性の割合に留意しつつ、国家公務員採用試験及び国家公務員採用総合職試験からの女性の採用割合が いずれも35%以上 になることを目標とする。	(全体) 48.6% (総合職) 27.3%	(全体)44.2% (総合職)36.4%
宮内庁	平成28年度以降についても、引き続き 政府が掲げる目標に準ずることとし、これを確実に達成する。	(全体) 52.9% (総合職) 採用者なし	(全体)41.7% (総合職)採用者なし
公正取引委員会	引き続き、積極的に女性を採用していくこととし、 毎年度30%を超える ことを目標とする。	(全体) 50.0% (総合職) 50.0%	(全体)44.4% (総合職)42.9%
国家公安委員会 (警察庁)	組織全体として女性職員の増加を目指すこととし、警察庁内部部局及び科学警察研究所において国家公務員採用試験の合格者から採用する職員については、採用者に占める女性の割合が総じて 30%以上 となるよう努める。 また、附属機関(科学警察研究所を除く。)及び地方機関において国家公務員採用試験の合格者から採用する職員については、採用者に占める女性の割合が総じて 20%以上 となるように努める。 さらに、警察庁における国家公務員採用総合職試験の合格者から採用する職員については、採用者に占める女性の割合が 毎年度30%以上 となるように努める。	(全体) 23.7% (総合職) 31.4%	(全体)26.0% (総合職)32.0%
個人情報保護委員会	国家公務員試験合格者からの女性の採用については、同試験合格者に占める女性の割合に留意しつつ、各試験区分の女性の割合が いずれも30%以上 となることを目標とする。	(全体) 40.0% (総合職) 採用者なし	(全体)50.0% (総合職)採用者なし
金融庁	平成28年度から平成32年度を通じた女性職員の新規採用については、第4次男女共同参画基本計画において「国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合を政府全体で毎年度30%以上とする」とされていることや、採用試験の合格者に占める女性の割合にも留意しつつ、引き続き、人物本位の選考により、意欲ある有為な女性の採用に努める。	(全体) 32.4% (総合職) 27.3%	(全体)48.4% (総合職)46.2%
消費者庁	毎年度、国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合を 50%程度 とすることを目標とする。またその中で、国家公務員採用総合職試験からの採用者に占める女性の割合を 33.3%以上 とする。	(全体) 37.5% (総合職) 33.3%	(全体)100.0% (総合職)100.0%
総務省	女性の採用目標については、各年度末時点における国家公務員採用総合職試験及び一般職試験による当該年度10月以降に採用された者及び採用予定の者に占める女性の割合を 30%以上 とする。	(全体) 41.4% (総合職) 31.5%	(全体)39.9% (総合職)29.4%
法務省	○ 法務省全体の国家公務員採用試験(男女別に実施する試験等を除く。)からの採用者に占める女性の割合 毎年度30パーセント以上 ○ 国家公務員採用総合職採用試験からの採用者に占める女性の割合 毎年度30パーセント以上	(全体) 40.7% (総合職) 45.0%	(全体)40.7% (総合職)42.9%
外務省	平成29年度以降の採用について、国家公務員採用試験に占める女性の割合に関する政府目標、採用試験の合格者に占める女性の割合にも留意しつつ、能力・適正本位による採用を原則とし、当省の採用者に占める女性の割合を 30%以上 とすることを旨とする。	(全体) 40.6% (総合職) 26.9%	(全体)44.1% (総合職)35.7%
財務省	平成28年度から平成32年度を通じた女性職員の採用に関しては、基本計画における「国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合を政府全体で30%以上とすること」との目標や、府省全体の女性職員の割合及び採用試験の合格者に占める女性の割合にも留意しつつ、人物本位の選考により、意欲ある有為な女性の採用に努めるものとする。	(全体) 30.3% (総合職) 42.9%	(全体)35.0% (総合職)32.0%

	目 標	平成29年4月1日付け	(参考) 平成28年4月1日付け
文部科学省	平成28年度の国家公務員採用試験からの採用者及び国家公務員採用総合職試験からの採用者に占める女性の割合の目標をそれぞれ 40%以上 とし、翌年度以降も維持するよう努める。	(全体) 43.1% (総合職) 45.2%	(全体) 53.1% (総合職) 42.9%
厚生労働省	平成28年度以降についても引き続き 30%以上 とし、これを確実に達成する。	(全体) 38.6% (総合職) 38.0%	(全体) 37.7% (総合職) 39.3%
農林水産省	国家公務員採用試験(準ずる試験を含む)からの採用者に占める女性の割合を、引き続き、毎年度 35%以上 とすることを目標とする。	(全体) 41.3% (総合職) 46.2%	(全体) 38.2% (総合職) 40.0%
経済産業省	国家公務員採用試験からの採用においては、第4次男女共同参画基本計画に定める目標を踏まえ、試験合格者に占める女性の割合に留意しつつ、引き続き、女性の採用割合が 30%以上 となるよう努める。	(全体) 37.8% (総合職) 34.1%	(全体) 40.8% (総合職) 32.9%
国土交通省	毎年度、国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合及び国家公務員採用総合職試験からの採用者に占める女性の割合をそれぞれ 30%以上 とするよう努めます。	(全体) 26.3% (総合職) 21.3%	(全体) 26.2% (総合職) 21.4%
環境省	採用者全体に占める女性の割合が全体として 35%以上 となることを目標に、各年度の採用者に占める女性の割合について、総合職、一般職のそれぞれに関して、35%を下らないように努める。		
原子力規制委員会	新規職員の採用については、第4次男女共同参画基本計画に定める政府全体の目標を踏まえ、行動計画期間中における毎年の国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合を 30% とする。ただし、現在の状況に鑑み、段階的に平成30年度までに国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合を 20% とすることを目標とする。	(全体) 40.0% (総合職) 38.1%	(全体) 43.8% (総合職) 45.5%
防衛省	国家公務員採用試験及び防衛省専門職員採用試験の採用者に占める女性の割合について平成28年度以降については、政府全体の目標を踏まえ、 30%以上 を目標とし、その達成に努める。	(全体) 33.0% (総合職) 24.2%	(全体) 28.7% (総合職) 16.1%
人事院	女性の採用の拡大に向けて、国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合については、第4次基本計画を踏まえ、次の通り目標(毎年度)を定める。 ア 国家公務員採用試験からの採用者に占める女性割合 30%以上 イ 国家公務員採用総合職試験からの採用者に占める女性割合 30%以上	(全体) 40.0% (総合職) 25.0%	(全体) 42.3% (総合職) 37.5%
会計検査院	28年度以降についても、引き続き、本院における国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合について、政府全体での目標である 30%以上 を達成する。	(全体) 47.2% (総合職) 40.0%	(全体) 48.6% (総合職) 57.1%

(注)1 「平成29年4月1日付け」の数値は、平成29年4月1日付けで国家公務員採用試験(総合職・一般職・専門職)から採用された者に占める女性の割合である。
 なお、府省等によっては、平成28年度における採用試験実施後、平成29年3月31日までに採用を実施している場合がある。
 2 「平成28年4月1日付け」の数値は、平成28年4月1日付けで国家公務員採用試験(総合職・一般職・専門職)から採用された者に占める女性の割合である。
 なお、府省等によっては、平成27年度における採用試験実施後、平成28年3月31日までに採用を実施している場合がある。

各府省等の女性職員の登用状況

	本省課室長相当職			地方機関課長・本省課長補佐相当職			係長相当職(本省)		
	目標	平成28年 7月現在	(参考) 平成27年 7月現在	目標	平成28年 7月現在	(参考) 平成27年 7月現在	目標	平成28年 7月現在	(参考) 平成27年 7月現在
内閣官房	7%	6.2%	3.7%	12%	6.1%	4.0%	30%	15.2%	16.0%
内閣法制局	4%程度	0.0%	0.0%	18%程度	22.2%	36.4%	35%程度	29.4%	31.6%
内閣府	9%	5.4%	6.1%	14%	11.1%	10.6%	34%	26.8%	26.1%
(研究職・特定任期付職員を含む)	11%	—	—	14%	—	—	34%	—	—
(内閣府プロパー職員のみ)	13%	—	—	18%	—	—	35%	—	—
宮内庁	3%	2.3%	2.3%	13%	1.2%	3.5%	15%	11.7%	10.8%
公正取引委員会	11%程度	7.7%	5.0%	12%程度	9.6%	10.4%	40%程度	23.5%	22.9%
国家公安委員会 (警察庁)	2.5%程度	0.8%	0.9%	3%程度	2.6%	2.6%	14%程度	13.0%	12.8%
個人情報保護委員会	10%程度 (注4)	0.0%	0.0%	10%程度 (注4)	0.0%	0.0%	—	31.3%	30.0%
金融庁	7%	3.1%	2.4%	12%	9.6%	8.4%	30%	24.4%	19.8%
消費者庁	20%以上	16.7%	16.0%	20%以上 (特定任期付職員を算入した場合、30%以上)	22.1%	20.8%	35%以上	41.0%	35.5%
復興庁	7%	0.0%	4.8%	12%	1.8%	1.8%	30%	7.5%	15.4%
総務省	5%程度	2.4%	1.6%	9%程度	8.2%	6.9%	33%程度	30.6%	29.7%
法務省	8%	6.0%	5.8%	12%	9.0%	8.7%	30%	19.6%	18.7%
外務省	10%	5.0%	4.7%	25%	19.6%	17.3%	40%	50.2%	35.0%
財務省	4.5%程度	3.6%	2.9%	12%程度	11.7%	10.6%	30%程度	22.4%	22.3%
文部科学省	12%程度	8.8%	10.6%	18%程度	15.3%	15.3%	30%	30.1%	27.1%
厚生労働省	13%	10.0%	7.8%	14%	10.7%	10.1%	30%	22.9%	21.3%
農林水産省	4%程度	3.0%	2.5%	7%程度	4.8%	4.4%	30%程度	26.3%	25.7%
経済産業省	10%	8.3%	7.5%	18%	17.1%	15.8%	32%	30.1%	29.7%
国土交通省	1.8%以上	1.2%	1.0%	5.4%以上	4.4%	4.0%	15.0%以上	12.5%	12.2%
環境省	7%	4.3%	3.4%	12%	8.7%	8.7%	30%	23.9%	24.9%
原子力規制委員会	1名			35名			45名		
防衛省	2%程度	1.2%	1.0%	5%程度	3.9%	3.5%	20%程度	22.5%	14.5%
人事院	14%以上	13.3%	10.8%	24%以上	19.8%	22.0%	38%以上	37.5%	37.6%
会計検査院	2%以上	2.3%	1.1%	14%以上	11.4%	9.9%	30%以上	33.8%	32.6%
(参考) 政府全体の目標 (平成32年度末までの目標。第4次男女共同参画基本計画で設定)	7%	4.1%	3.5%	12%	9.4%	8.6%	30%	23.9%	22.2%

(注)1 「平成28年7月現在」及び「平成27年7月現在」の数値は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)の行政職俸給表(一)が適用される職員、専門行政職俸給表が適用される職員(内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省)、公安職俸給表(一)が適用される職員(法務省及び国家公安委員会(警察庁))、公安職俸給表(二)が適用される職員(法務省及び国土交通省)、税務職俸給表が適用される職員(財務省)及び防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)に基づき一般職給与法の行政職俸給表(一)に定める額の俸給が支給される防衛省の職員(以下「特別職職員」という。)を含んだ数値

2 「本省課室長相当職」及び「地方機関課長・本省課長補佐相当職」の「平成28年7月現在」及び「平成27年7月現在」の数値は、「一般職国家公務員在職状況統計表」(内閣人事局)に基づき作成。防衛省の数値については、内閣人事局が別途防衛省から聴取した特別職職員の数値も含む。

3 「係長相当職(本省)」の「平成28年7月現在」及び「平成27年7月現在」の数値は、内閣人事局から各府省等に対する聴取に基づく数値

4 個人情報保護委員会においては、「課長補佐相当職以上に占める女性の割合:10%程度」という目標を設定